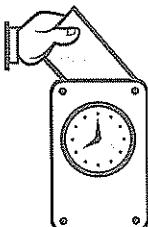


労働時間とは使用者の指揮命令下におかれる時間

Q 会社の始業時刻は8時と決まっていますが、その10分前までに出社するよう言われています。始業時刻までは実際に仕事はしないのですが、着替えとラジオ体操の時間になっています。この時間は労働時間ではないのでしょうか。

A 労働時間とは、労働者が使用者（会社）との間で締結した労働契約（労働



者が自己の労働力を使用者に提供し、その対価として賃金を受ける）に基づき、使用者の指揮命令下におかれる時間のことです。ですから、手待時間についても、現実に精神または肉体労働に従事していくなくとも、「休憩時間中に来客当番として待機していれば、それは労働時間である」との行政解釈（昭63. 3. 14、基発150号）があります。

最高裁判例でも、使用者から義務付けられた作業服や保護具の着脱等に要した時間について、「労働者が就業を命じられた業務の準備行為」と認めて、これを労働基準法上の労働時間としています（三菱重工長崎造船所事件）。

ご質問の着替えやラジオ体操を労働時間とみるべきかは、上記判例に照らしてみれば、作業服の着用が災害防止上の見地、また使用者において作業能率の向上、職場秩序維持など経営管理上の見地から義務付けられた場合には、業務開始の準備行為として労働時間にあたるものと考えられます。ラジオ体操についても、同様に考えるべきでしょうが、始業前10分間のラジオ体操について「参加は従業員に強く奨励されていたが、義務付けられていたということはできない」として、労働時間として認めなかった判例（昭58. 8. 25、大阪地裁、住友電気工業事件）もあります。要は、この時間が賃金カットの対象とされたり、不参加が懲戒の対象になるのかどうか等によって判断されるべきでしょう。